狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例(昭和29年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「55万円」を「63万円」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、同条第4項中「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.49」に改め、同条第2項中「100分の2.5」を「100分の2.43」に改める。

第5条第1項中「1万4,000円」を「1万6,700円」に改め、同条第2項中「8,000円」を「1万700円」に改める。

第5条の2第1号中「次号及び第19条」を「次号及び第19条第1項」に、「第3号及び第19条」を「第3号及び同項」に改める。

第6条中「100分の1.3」を「100分の2.69」に改める。

第7条中「1万円」を「1万2,700円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「55万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア中「9,800円」を「1万1,690円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「7,490円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,890円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「7,000円」を「8,350円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「5,350円」に改め、同号エ中「5,000円」を「6,350円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「2,800円」を「3,340円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,140円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,540円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月 31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該 納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就 学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした 場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 第2条第2項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,505円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,175円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,680円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,350円
- (2) 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,605円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,675円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,280円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,350円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項 第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号において 同じ。)」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第19条」を「第19 条第1項」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定(「並びに」を「及び」に改める部分に限る。)及び第19条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の狭山市国 民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適 用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の賦課限度額、税率等を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。